平成２２年（フ）第１８４号
新潟市中央区米山３丁目21番19号、前住所新潟市東区船江町１丁目55番９号
破産者　市川　　久
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８６号
新潟市北区新元島町4000番地９、前住所新潟市北区太夫浜新町２丁目９番37号
破産者　田辺　浩子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５１５号
山梨県甲府市美咲１丁目２番11号
破産者　中西　和男
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
山梨県甲府市朝気２丁目３番16号
破産者　小幡　勇人
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８９号
長野県飯田市鼎名古熊2597番地３　三浦アパートＣ号
破産者　吉澤　益実
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第８１２号
広島市南区向洋新町３丁目31番24号
破産者　河中　恒壽
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
福岡県大野城市上大利２丁目13番３号
破産者　嘉村　孝治
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８号
福岡市東区香住ヶ丘５丁目７番25号
破産者　阿部　弘明
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２５号
札幌市白石区北郷４条12丁目10番11―203号
破産者　奥山　幸江
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１６号
札幌市白石区本郷通３丁目南１番17号　アーバンコート南郷Ｘ203号
破産者　堀野　　徹
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４８号
札幌市東区北20条東19丁目５番３号
破産者　永峰　弘見
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０４号
札幌市東区伏古５条４丁目３番８―102号
破産者　村田　　学
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２６８号
埼玉県鴻巣市松原３丁目10番９号、開始決定時の住所茨城県古河市茶屋新田222番地13
破産者　荒川　　繁
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１４１号
埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷609
破産者　栗原　邦彦
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第９５６号
横浜市港南区上永谷６丁目６番12号、開始決定時の住所横浜市港南区東永谷３丁目47番19―404号
破産者　甲州　浩一
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７号
長野県松本市梓川倭3195番地５
破産者　百瀬　尚武
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６４４号
京都府宇治市神明石塚77番地　ひかり荘６号
破産者　國副　哲郎
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
兵庫県加古川市平岡町山之上684―38
破産者　北村　幹夫
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
神戸市西区水谷２丁目７番６号
破産者　森　富美夫
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係